

国公立大学または人数制限のある私立大学等の学校推薦型選抜受験希望者へ

- 1 国公立大学学校推薦型選抜への出願は、同一年度内に一人の志願者について、共通テストを課すもの及び課さないものを含めて、一つの大学・学部に限られます。ただし、一つの大学・学部の同一募集単位（学科・課程・専攻等）について、共通テストを課さない学校推薦型選抜の不合格者が共通テストを課す学校推薦型選抜に出願することは認められます。
- 2 学校推薦型選抜は、応募者の中から学校長が認めた者のみが推薦を受け、受験できます。
- 3 次の①、②の推薦入試はいずれも「専願」で、一つの大学・学部のみ応募できます。また、受験申込み時に「合格すれば必ず入学する。」旨の誓約書を提出してもらいます。
 - ① 国公立大学学校推薦型選抜
 - ② 人数制限のある私立大学等学校推薦型選抜
- 4 **出願期間が11月から共通テスト前までの国公立大学、または人数制限のある私立大学等に応募する場合**
 - (1) 受験希望者は、出願先の大学・学部・学科に人数制限あり、なしに関わらず、「学校推薦型選抜受験申込書・誓約書」を次の期限までに担任へ提出してください。

提出期限：出願開始日の4週間前（28日前）の日の16:50

- (2) (1)の応募者がある場合、次の要領で推薦者を決定します。

人数制限のない大学・学部・学科の場合	人数制限のある大学・学部・学科の場合
受験希望者がその大学の推薦条件にふさわしいかどうかを判断して推薦者を決定します。	① 受験希望者が応募した段階で、該当する大学・学部・学科名と推薦者の選考日を<u>進路指導室前に掲示</u>して連絡します。 ② 応募者が制限人数以内の場合、その大学の推薦条件にふさわしいかどうかを判断して推薦者を決定します。 ③ 応募者が制限人数を超えている場合、その大学の推薦条件にふさわしい者の中から選考によって推薦者を決定します。

5 出願期間が共通テスト後の国公立大学・学部・学科に応募する場合

- (1) 受験希望者は、出願先の大学・学部・学科に人数制限あり、なしに関わらず、冬の面談で必ず担任に申し出てください。（出願書類も入手。選考日から出願開始まで日数がありません）
- (2) 「学校推薦型選抜受験申込書・誓約書」の提出期限は次の通りとします。

提出期限：共通テストの前日（1月17日）の16:50

- (3) 応募者がある場合、4の(2)と同じ要領で推薦者を決定します。ただし、人数制限のある大学・学部・学科の場合の選考日の掲示は行いません。

6. 上記4(2)の人数制限のある大学・学部・学科の選考に漏れた者が、別の大学・学部・学科の受験を希望する場合

上記4(1)の期限に関わらず応募することができます。ただし、すでに制限人数を満たす推薦者が決定している大学・学部・学科には応募できません。この場合の提出期限は次の通りとします。

提出期限：出願開始日の2週間前(14日前)の日の16:50

7. 上記4(1)の提出期限の段階では未応募だったが、その後考えを変えて受験を希望する場合
上記4(1)の期限に関わらず応募することができます。ただし、人数制限のある大学・学部・学科に応募できるのは、次の場合に限ります。

- ① 4(1)の期限までの応募者がいない場合。(他の応募者がいる場合は応募できない。)
- ② すでに選考が終わっているが、推薦者が制限人数に満たない場合。

この場合の提出期限は次の通りとします。

提出期限：出願開始日の2週間前(14日前)の日の16:50

8. 6および7の応募者がある場合、4(2)と同じ要領で推薦者を決定します。

※ 既卒生の提出期限も現役生と同じです。既卒生は早めにキャリアガイダンス部と連絡を取り「学校推薦型選抜受験申込書・誓約書」を入手してください。提出期限までに必ず提出してください。